

免許番号 区第134号

漁場の位置 淡路市浅野南地先

漁場の区域 次の点のうちB、ア、イ、ウ、エ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線に沿う沖合50メートルの線によって囲まれた区域

点の位置

A 淡路市浅野漁港新港埋立地東護岸南東端

B Aから最大高潮時海岸線に沿い東へ140メートルの点

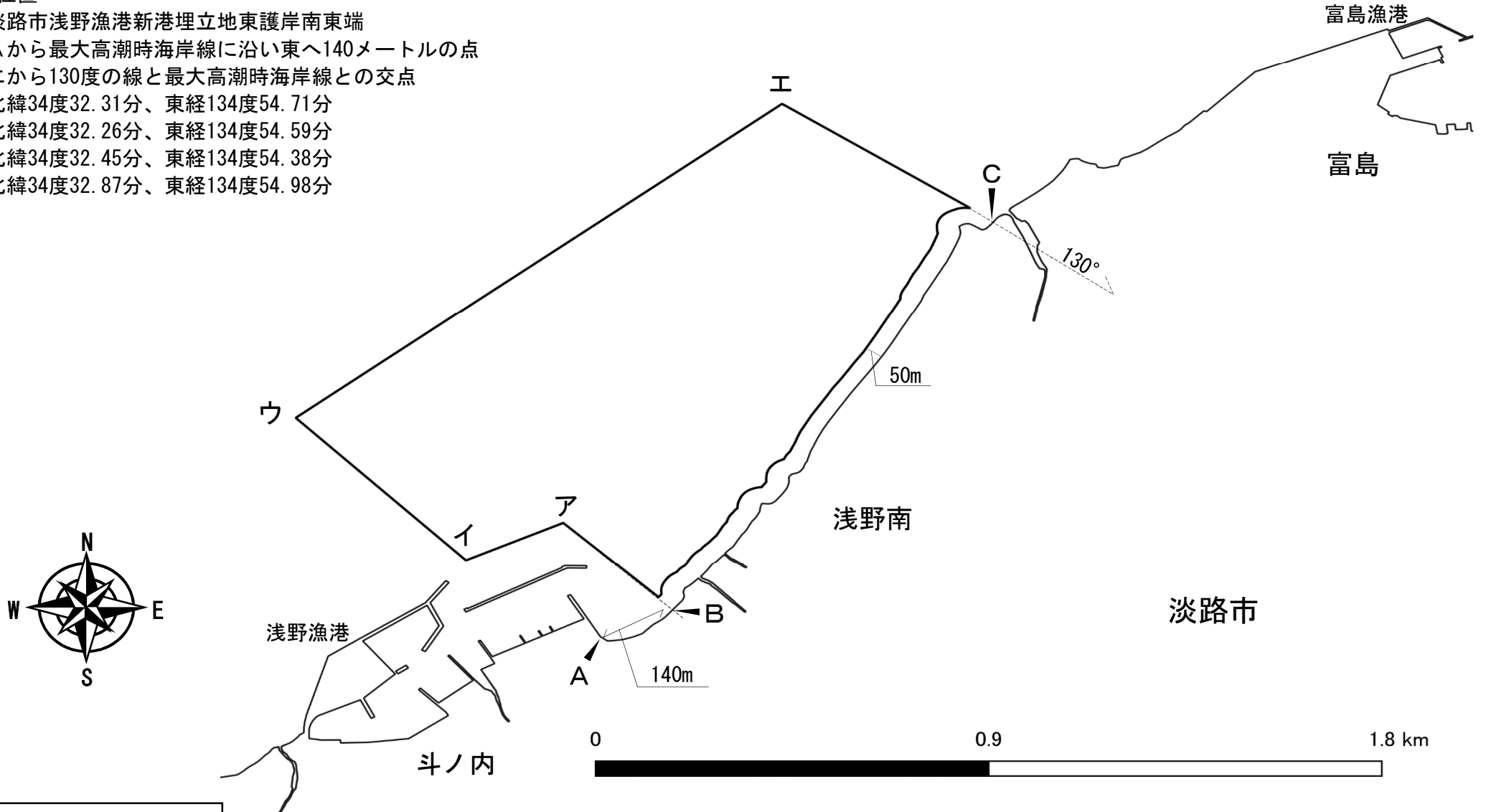
C エから130度の線と最大高潮時海岸線との交点

ア 北緯34度32.31分、東経134度54.71分

イ 北緯34度32.26分、東経134度54.59分

ウ 北緯34度32.45分、東経134度54.38分

エ 北緯34度32.87分、東経134度54.98分



令和5年9月1日 免許  
区第134号

1	表 示				表示 番号	表 示	
1	免許年月日	令和5年9月1日	存続 期間	令和5年9月 1日から 令和10年8月31日まで	1	左記のとおり漁業権の設定を登録する。 令和5年9月1日	
	漁 場	別紙漁場図のとおり					
	漁業の種類	第1種区画漁業 のり・わかめ養殖業 のり養殖業にあつては9月10日か ら5月15日まで、わかめ養殖業に あつては10月1日から6月30日ま で					
	主な漁獲物						
	漁業の時期						
制 限 又 は 条 件	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる 標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。						
漁 業 権 区			先 取 特 権 区		抵 当 権 区		入 漁 権 区
順位 番号	事 項		順位 番号	事 項		順位 番号	事 項
1	淡路市斗ノ内1694番地 浅野浦漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日						
海 区	兵庫県瀬戸内海海区		免許番号	区第134号		摘 要	